

# 電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター規程

平成17年 4月 1日

改正

平成19年 4月 1日

平成20年 4月 1日

平成21年 4月 1日

平成22年 4月20日

平成23年 3月 4日

平成24年 5月22日

平成27年 3月27日

平成28年 3月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第19条第3項の規定に基づき、電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、社会基盤を支えるワイヤレス関連先端技術分野における教育・研究を活性化し、その研究成果を積極的に技術移転するとともに、類、専攻の枠を越えて志のある学生を、世界に通用する実践的基礎力を持つ人材に育てることを目的とする。

(職員)

第3条 センターに、次の各号に定める職員を置く。

(1) センター長

(2) 教授

(3) 准教授又は講師

(4) その他の職員

2 センターに、センターの目的を達成するため、本学の専任の教授、准教授及び講師のうち、センターにおいて、センター専任の教員と同等の研究活動を行う者を兼務教員として置くことができる。

3 センターに、特任教員及び客員教員を置くことができる。

(研究組織)

第4条 センターは、教員が組織的に研究に取り組むものとする。

2 組織的に研究を行うために複数の研究部門を置く。

(センター長)

第5条 センター長は、本学専任の教授をもってあてる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 センター長の選考に関する規程は、別に定める。

(ポスドク研究員)

第6条 センターに、ポスドク研究員を置くことができる。

(運営委員会)

第7条 センターに、センターの円滑な運営を図るため、電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する規程は、別に定める。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 電気通信大学先端ワイヤレスコミュニケーション研究センター教育研究職員の選考に関する規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。